

## 地域主権改革に係る見直し検討案(ハローワーク)

- ① 自治体から国(労働局・ハローワーク)への要請権・国による対応義務の創設【自治体と国の協働体制】
- ② ハローワークの職業紹介に関する事務の一部の先行移管[特区要望への対応]
- ③ 自治体無料職業紹介事業への法的位置づけの付与・国の求人情報の自治体への開放[地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応]
- ④ ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議の開催と国民的アンケート調査の実施

# ① 自治体から国(労働局・ハローワーク)への要請権・国による対応義務の創設 【自治体と国の協働体制】

- 自治体と国(労働局・ハローワーク)がそれぞれ実施する施策が一体となった対策の推進が重要。  
(自治体:雇用創出対策、福祉政策、就業支援施策等 国:職業紹介、雇用保険、企業指導等)
- 自治体と国(労働局・ハローワーク)が雇用対策協定を締結し、自治体の意向を国の雇用対策の実施に反映する両者の協働体制を整備。

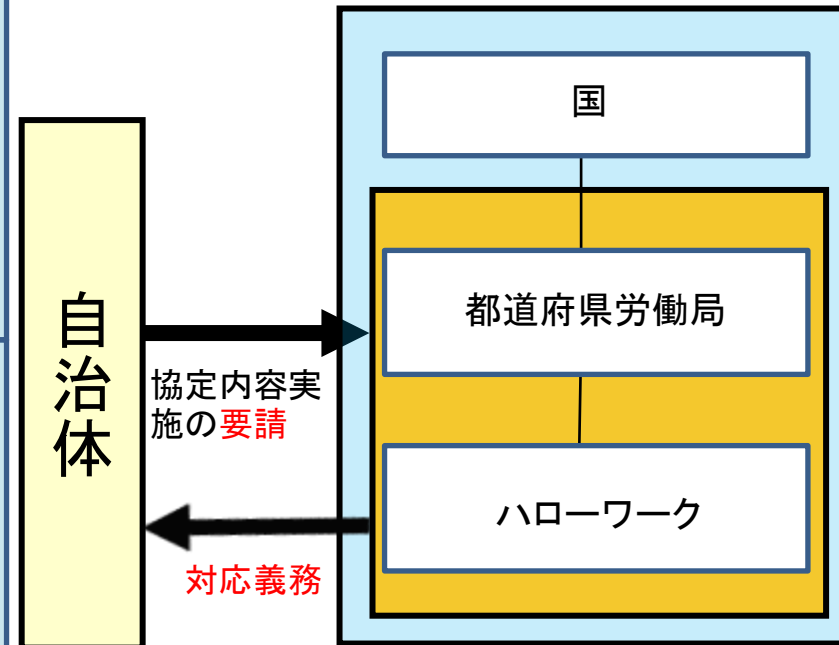
## I. 地域の実情に応じた効果的・効率的・機動的な対策の実施

- 自治体が希望する場合、「雇用対策協定」(※)(自治体と国の協働の内容を定める。共同の目標値なども設定。)を締結  
(※)北九州市に先行事例 (次ページ参照)
- 協定内容の実施に係る自治体からの要請には、国による誠実対応義務を創設

## II. 自治体と国による進捗状況の把握・全体調整の実施

- 「運営協議会」(協定を結んだ自治体と国で構成)を設置し、定期的に協定内容の実施状況をフォロー
- 協定内容は、自治体からの要請や雇用情勢などに応じて随時改訂

(イメージ)



※ 現行では、毎年度、都道府県・労働局が雇用に関する施策の実施方針となる「雇用施策実施方針」を策定。策定に当たり、知事の意見を聞くことにとどまり、内容の決定権限は国にある。

# 【参考】雇用対策協定の先行事例（北九州市雇用対策協定）

北九州市

協定内容実施の要請

福岡労働局

## 北九州市雇用対策協定

平成22年3月31日

北九州市長・福岡労働局長

### 【項目立て】

- 市内の雇用情勢・課題
- 緊急的な雇用対策等
- 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策
- 若年者向け雇用対策
- 子育て女性等向け雇用対策
- 中高年齢者向け雇用対策
- 障害者等向け雇用対策
- 生活保護世帯・母子家庭に対する就業支援等
- 職業能力形成
- 雇用対策に関する目標の設定

### 市と労働局の平成22年度目標

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 若年者の就職件数       | 約8,200人/年 |
| (2) 中高年齢者の就職件数     | 約6,700人/年 |
| (3) U・Iターン就職者数     | 約60人/年    |
| (4) 子育て中等の求職者の支援件数 | 約6,800人/年 |
| (5) 障害者の就職件数       | 約450人/年   |
| (6) 新規高校卒業者の就職内定率  | 95%程度以上   |

### 【具体的な対策例】

#### ○市が実施する事業

- ・市産業雇用戦略によるサービス産業を中心とした雇用創出
- ・企業誘致
- ・U・Iターン対策の実施 など

#### ○労働局が実施する事業

- ・法定雇用率達成・採用内定取消し回避のための企業指導
- ・雇用調整助成金等の支給の迅速化 など

#### ○市と労働局が一体となって実施する事業

- ・相互に連携・協力した求人確保要請・求人開拓
- ・合同就職面接会の開催
- ・ふるさとハローワークを新たに共同で設置
- ・パッケージ事業の実施
- ・ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業の実施と関連求人の充足
- ・生活保護世帯・母子家庭に対するチーム支援
- ・生活福祉・就労支援協議会の設置 など

### 【参考】

- 市から要請があった場合は、国に対応努力義務
- 協定の実施状況のフォローなどため、国と自治体の関係者で構成される運営協議会を設置
- 協定内容については必要に応じて随時改訂

## ② ハローワークの職業紹介に関する事務の一部の先行移管[特区要望への対応]

○ 全国ネットワークの上乗せとなっている事業について、自治体の具体的な要望を踏まえ、自治体への委託等を含めた支援を実施。

※ ナショナルミニマムとして全国ネットワークにより職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施している部分の移管は困難。

## ③ 自治体無料職業紹介事業への法的位置づけの付与・国の求人情報の自治体への開放[地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応]

① 現行の職業安定法では、職業紹介は国の職業紹介と自治体を含む国以外の職業紹介事業者による職業紹介に整理されているが、自治体の無料職業紹介事業について、現在同格に位置付けている民間の職業紹介事業とは異なる公的位置付けを持たせる。

② 自治体の無料職業紹介事業において必要となる国の求人情報を、地方の職員が利用できるようにする。

③ 雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険受給資格決定に必要な書類の取次ぎについて、自治体の無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

※ 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(H20.12.8)・「出先機関改革に係る工程表」(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定)における都道府県労働局の事務・権限の見直し事項への対応。

## ④ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議の開催 と国民的アンケート調査の実施

地方自治体や労使関係者、学識関係者等で構成した円卓会議を厚生労働大臣が設置し、地方移管した場合・地方移管しなかった場合の具体的なメリット・デメリットについて、利用者の視点に立って、一年程度かけて、具体的かつ詳細な議論を行う。

また、その際には、ハローワークの地方移管に関して、複数回の大規模な国民的なアンケートを行う。

これらを通じて、地方移管に関する具体的かつ詳細な論点整理を行い、ハローワークの地方移管に関する政策決定を行うこととする。